

●香川県監査委員公表第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成26年10月31日

香川県監査委員 林 勲
 同 鍋 嶋 明 人
 同 山 田 正 芳
 同 十 河 直

- 1 監査対象部局 危機管理総局
- 2 監査対象年度 平成25年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 物品の管理について</p> <p>前年度に引き続き、自主検査実施後、郵便切手類受払簿（収入印紙）に自主検査の表示がなかった。また、郵便切手類受払簿（はがき、香川県駐車場回数券）について、翌年度への繰越しの処理ができていなかった。（危機管理課）</p>	<p>ア 物品の管理について</p> <p>直ちに、郵便切手類受払簿（収入印紙）の自主検査後の検査表記及び郵便切手類受払簿（はがき、香川県駐車場回数券）の翌年度への繰越処理を行った。</p> <p>今後、事務処理に漏れがないよう、職員に周知徹底した。</p>